

大崎市中小企業者・小規模企業者等 事業継続支援金に関するお知らせ

令和3年9月27日から下記の対象業種等を追加します。

●建設業 ●製造業 ●不動産・物品賃貸業の一部

対象となる事業者

下記①～⑥すべてに該当する事業者が対象です。

- ① 大崎市内に「店舗」又は「事業所」がある中小企業及び個人事業主並びに特定非営利活動法人であるもの。(大企業とその子会社は該当しません。)
- ② 緊急事態宣言の発出日(令和2年4月7日)より前から、下記に該当する事業(詳細は「申請の手引き」を参照)を主たる事業として営んでいるもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に該当する営業を行わないもの。
 - (1). 情報通信業 (2). 運輸業 (3). 卸売業・小売業(ただし、小売業については、通信販売・訪問販売等、店舗を構えない販売形態は除く) (4). 保険業
 - (5). 不動産・物品賃貸業(ただし、宅地建物取引業免許の所持事業者のみ)
 - (6). 専門・技術サービス業 (7). 宿泊業 (8). 飲食サービス業
 - (9). 生活関連サービス業 (10). 教育・学習支援業
 - (11). サービス業(他に分類されないもの) (12).建設業 (13).製造業
- ③ 支援金を申請する日以後も、市内で事業を継続する意思があるもの。
- ④ 宮城県による営業時間短縮の協力要請(第5期及び第5期延長分)の対象飲食店でないもの。他の時期の協力要請対象飲食店については、「申請の手引き」を参照。
- ⑤ 令和3年1月～12月の間の連続する2箇月の事業収入の合計額が、前年同月または前々年同月の事業収入の合計額と比較して20%以上減少しているもの。
- ⑥ 比較する前年または前々年の年間事業収入の平均月額が10万円を超えるもの

申請受付期間

令和3年7月1日(木)から
令和4年1月31日(月)まで
(郵送の場合は当日消印有効)

支援金額

1事業者あたり
法人 40万円
個人事業主 20万円

申請方法

- ① 大崎市中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)及び必要な添付書類を下記へ提出願います。
- ② 申請書の書き方及び必要な添付書類については、「大崎市中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金申請の手引き」をご確認ください
- ③ 申請書及び申請の手引きについては市ホームページよりダウンロードいただけます。

申請書類の提出先

(感染症拡大防止の観点から、原則郵送での申請にご協力ください。

- ① **郵送**…申請書類一式を下記宛先へ送付してください。

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町 1-1

大崎市 産業経済部 産業商工課 事業継続支援金担当 宛

- ② **窓口**…受付場所:大崎市役所 東庁舎 2階 産業商工課
受付時間:8時30分～17時

※ **感染症拡大防止の観点から、原則郵送での申請にご協力ください。**

問い合わせ先

大崎市 産業経済部 産業商工課 電話 0229-23-7091